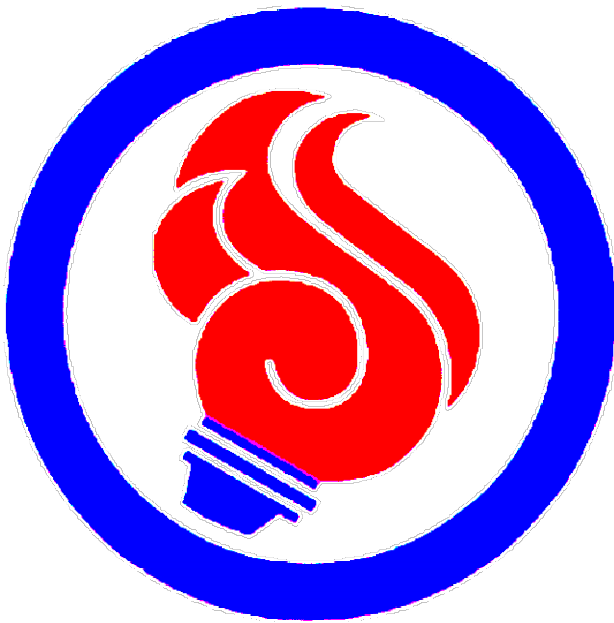


三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会

第2回輸送交通専門委員会



日 時 令和元年10月24日（木）10時～

場 所 亀山市役所 3階 大会議室

目 次

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 第2回輸送交通専門委員会

【報告第1号】

第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体視察報告（輸送交通分野）・・・ 1

【議案第1号】

三重とこわか国体亀山市輸送・交通業務実施要項（案）・・・・・・・・・・・・ 3

【議案第2号】

三重とこわか国体亀山市消防防災・警備業務実施要項（案）・・・・・・・・・・・・ 7

【参考資料】

資料1

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会輸送交通専門委員会
委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

資料2

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則・・・・・・・・・・・・ 1 2

資料3

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会規程・・・ 1 7

資料4

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合計画・・・・・・・・・・・・ 2 0

資料5

三重とこわか国体亀山市輸送・交通基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3

資料6

三重とこわか国体亀山市消防防災・警備基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会

第2回輸送交通専門委員会 次第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

【報告第1号】

第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体視察報告（輸送交通分野）

4 議事

【議案第1号】

三重とこわか国体亀山市輸送・交通業務実施要項（案）について

【議案第2号】

三重とこわか国体亀山市消防防災・警備業務実施要項（案）について

5 閉会

報告事項

第74回国民体育大会 いきいき茨城ゆめ国体 視察報告

令和元年10月1日～6日まで、茨城県で開催されましたいきいき茨城ゆめ国体を視察しましたところ、内容は以下の通りでしたので報告します。

1. 目的

令和3年度に三重県で開催される「三重とこわか国体」において、本市が担当となるウエイトリフティング競技、軟式野球を中心に視察し、今後の業務に活用することを目的とする。また、おもてなしや輸送交通、皇族視察の状況など幅広く情報収集を行い、大会運営の参考とする。

2. 視察実施日：令和元年10月1日～6日（6日間）

3. 視 察 先：高萩市（ウエイトリフティング、軟式野球）

日立市（軟式野球）

4. 視 察 職 員：事務局職員4人

市職員6人

（総務班、受付案内班、競技会場班、式典表彰班、おもてなし班、環境美化班）

5. 視察報告（輸送交通に関すること）

◆関係者輸送状況

・計画バスは競技関係者（選手・監督・学校観戦小中高生）等を輸送し、シャトルバスは主に一般観覧者を輸送（総合福祉センター・駅前・市役所間の往復）するよう区分されていた。これら多くの来場者等を限られた時間内に安全・確実かつ円滑に輸送するための輸送計画に基づいた輸送が行われていた。駐車場は、関係者駐車場3箇所、臨時駐車場4箇所であった。

・会場近隣において、来場者（選手・監督・観客等）の車両全てを収容できる駐車場は確保できないため、来場者それぞれに合わせた輸送計画を策定する必要がある。多くの来場者等を限られた時間内に安全・確実かつ円滑に輸送するには、シャトルバスの運行が不可欠である。本市においても、実施する輸送計画、交通誘導対策、宿泊調整等について、県、県警、関係機関と連携を図りながら準備を進める必要がある。

・本市として、輸送計画を作成するにあたり、効率的に無駄のない計画を考えたい。その中で、バスの経由地を予定している亀山駅には電車の時刻に合わせた運行計画を考える必要がある。また、競技会場の西野公園駐車場だけでは対応できないとを想定し、周辺の公共施設の駐車場を利用し、シャトルバス運行を計画する必要がある。

◆シャトルバス運行に関する案内

シャトルバス乗降場テントの側面等、分かりやすいところに掲示してあった。受付時、また雨の場合もシャトルバス運行表がラミネートしてあり、それを見て説明を行っていた。来場者は、本市の地理や観光地等を把握していない場合が多いため、担当者以外でもシャトルバスの運行経路、会場の位置等は把握しておく必要がある。

◆警備本部の設置

会場には、それぞれ警備本部が設置されており、職員（消防）が配置されていた。視察期間を通じて、特に警備本部に要請される緊急案件は発生しなかった。

【記録写真】

来場者誘導表示



輸送交通本部



シャトルバス乗降場表示



駅構内シャトルバス運行表表示（高萩駅）



通行・駐車許可証



警備消防本部



議

案

三重とこわか国体亀山市輸送・交通業務実施要項（案）

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市輸送・交通基本計画および県の輸送・交通基本方針に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における輸送・交通業務について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、県および所轄警察署ならびに関係機関・団体等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の一般的事項

（1）輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、実行委員会が必要と認めた者

（2）輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務を実施する期間は、原則として公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合、延長することができる。

（3）輸送・交通業務の範囲等

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場等の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合および競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）は行わない。

4 輸送力の確保

（1）臨時バスの運行等

実行委員会は、必要に応じて関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更および停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

(2) 車両の確保

計画輸送に使用する車両は借上げバス・タクシー等により行い、必要台数を実行委員会が確保する。

(3) 予備車の確保の検討

実行委員会は、大会期間中、緊急時に備えるため、予備車の確保を検討する。

5 輸送業務の内容

(1) 輸送計画の策定

実行委員会は、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

(2) 指定集合地の策定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて指定集合地を設定する。

(3) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人数、時間帯等を考慮し、輸送経路を設定する。

(4) 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舍および競技会場等への誘導案内を行う。

(5) 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって亀山市外に所在する旅館等を宿舍として利用する場合は、広域配宿を行う選手・監督および役員等の輸送を実施する。

(6) 同一競技が複数市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が複数市町以上の会場地で行われる輸送は、関係会場地実行委員会が協議のうえ必要に応じて実施する。

(7) 一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、必要な措置を講じる。

(8) 学校観戦の輸送

実行委員会は、事前に市内学校に調査等を行い、各競技の学校観戦について、学校と協議の上、輸送計画を作成し、実行委員会が配車する車両により輸送を行う。

6 交通業務の内容

(1) 交通規制

実行委員会は、各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

(2) 案内・誘導

実行委員会は、大会参加者および一般観覧者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場およびその周辺ならびに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

(3) 交通整理

実行委員会は、大会参加者および一般観覧者の運行の安全および競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

(4) 路上駐車禁止

実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

(5) 指定駐車場の確保および開設

実行委員会は、大会参加者および一般観覧者が利用する車両台数を勘案し、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

(6) 指定駐車場の管理および運営

実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

(7) 駐車許可証の交付

実行委員会は、特に利用を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

(8) 交通環境の整備

実行委員会は、大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、大会参加者および一般観覧者に対し公共交通機関の利用の推進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車防止及び自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

7 輸送・交通業務の委託

実行委員会は、この要項の定める業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送・交通業務実施について、この要項を準用する。

三重とこわか国体亀山市消防防災・警備業務実施要項（案）

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市消防防災・警備基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）及び宿泊施設その他実行委員会が必要と認める場所とする。

3 実施期間

実行委員会が行う消防防災・警備業務の実施期間は、大会開催までのうち三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める期間及び大会の開催期間中とする。

4 基本的事項

（1）消防防災業務

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設および宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ 亀山市地域防災計画および各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

（2）警備業務

ア 実施区域の雑踏事故その他事故及び事件の防止に取り組む。

5 消防防災業務

（1）体制

ア 大会開催前

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、平常時の業務体制で行う。

イ 大会開催期間中

実施本部内に消防防災業務を統括する消防警備本部を設置する。また、必要に応じて大会関連施設に係員を配置する。

（2）業務内容

ア 大会開催前

a 大会関連施設における消防防災体制の確立に関すること。

- b 大会関連施設における消防用設備および水利等の点検整備に関すること。
- c 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- d 防火・防災意識の高揚に向けた啓発活動の推進に関すること。
- e 大会関連施設での避難訓練に関すること。
- f 大会関連施設および宿泊施設の予防査察に関すること。
- g その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会開催期間中

- a 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- b 大会関連施設の救急救助に関すること。
- c 大会関連施設における避難経路及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
- d その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 通信連絡体制

大会開催期間中、実行委員会は、消防防災業務を円滑に行うため、通信連絡体制を確立する。

(4) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、関係機関および宿泊他市町と調整し実施する。

(5) 大規模災害等に係る対策

大会の開催前および開催期間中において、亀山市災害対策本部が設置される大規模災害等（震災を含む）が発生した場合は、亀山市の防災関係部局と連携し、対応するものとする。

6 警備業務

(1) 体制

ア 大会開催前

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、平常時の業務体制で行う。

イ 大会開催期間中

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、大会関連施設に係員を配置し、警備体制を整える。

(2) 業務内容

ア 大会開催前

- a 警備計画の作成に関すること。
- b 警備体制の整備・確立に関すること。
- c 実施踏査に関すること。
- d 通信体制の整備・確立に関すること。

- e 業務に携わる警備員および係員の確保と事前教育の実施に関する事。
- f 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- g 関係機関との連絡協力体制の確立に関する事。
- h その他必要な警備業務に関する事。

イ 大会開催期間中

- a 大会関連施設および周辺における犯罪の予防に関する事。
- b 雑踏事故、その他の事故・事件の防止に関する事。
- c 大会関連施設および必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。
- d 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者の大会関連施設での誘導および混雑防止の措置に関する事。
- e 大会関連施設における避難通路の確保に関する事。
- f その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案が発生し、亀山市危機対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し、対応する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会および炬火イベント等における消防防災・警備業務実施についても、この要項を準用する。

參考資料

三重とこわか国体・とこわか大会亀山市実行委員会 輸送交通専門委員会委員名簿

敬称略、順不同

委員会役職	所属機関・団体	役職	氏名
委員長	公益社団法人 三重県バス協会	専務理事	青木 周二
委員	一般社団法人 三重県タクシー協会北勢支部		早川 友二
委員	三重交通株式会社 中勢営業所	営業係長	山本 大介
委員	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所四日市国道維持出張所	出張所長	森下 義
委員	三重県鈴鹿建設事務所	副所長兼保全室長	中西 良久
委員	三重県鈴鹿地域防災総合事務所	副所長兼地域調整防災室長	坂本 隆弘
委員	亀山警察署	課長	前川 浩希
委員	亀山地区交通安全協会	事務局長	村澤 尚
委員	亀山市産業建設部用地管理課	課長	村山 成俊
副委員長	亀山市産業建設部土木課	参事兼課長	服部 政徳
委員	亀山市防災安全課	課長	鳥喰 教義
委員	亀山市消防本部消防総務課	課長	豊田 達也
委員	亀山市消防本部予防課	課長	豊田 賢治

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

(所掌事務等)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に関すること。
- (3) 競技会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 亀山市を代表する者
- (2) 亀山市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は亀山市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、第4条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

- (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。
 - 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
 - 5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 6 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
(常任委員会)
- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
 - 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 6 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会において準用する。
 - 8 常任委員会は、第6項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。
 - 9 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。
(専門委員会)
- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年1月31日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会亀山市準備委員会の役員、委員、顧問である者は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会の役員、委員、顧問に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会亀山市準備委員会の方針、計画及び関係規定等中「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものは、「三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会」と読み替える。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会のそれぞれの名称並びに三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議決は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、

専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは、「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成31年1月31日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	委 任 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合計画

1 趣旨

三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「国体」という。）の成功に向けて、市民の英知と総力を結集し、第2次亀山市総合計画に掲げる「市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいる」姿を目指し、「第76回国民体育大会亀山市開催基本方針」に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

2 主要項目

(1) 総務企画

県・競技団体・関係機関および関係団体（以下「県等」という。）と連携し、円滑な大会運営を行うため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国体開催に対する市民の理解や参加意識を高めるため、報道機関等と連携し、積極的な広報活動を推進するとともに、豊かな自然、歴史、文化、産業など、本市の魅力を全国に発信する。

(4) 市民運動

市民総参加のもと、国体開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げていくとともに、国体開催の経験をその後のまちづくりにつなげるよう努める。

(5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えすることで、「また訪れたい」と感じていただけるよう、心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

競技会開催については、県等と緊密な連携を図り、円滑で効率的な運営に努めるとともに、競技に必要な用具等の調達を遅滞なく行う。

(7) 施設

競技施設については、国民体育大会開催基準要項の施設基準を尊重しつつ、最大限、既存施設の有効活用に努めるとともに、国体開催後の利用も視野に入れた整備を行う。

(8) 式典

創意工夫をこらし、簡素で効率的な魅力ある式典とする。

(9) 宿泊

選手や監督、競技役員等の宿泊については、県等と緊密に連携を図り、安全で快適な宿舎が確保されるよう、配宿及び受け入れ体制を確立する。

(10) 医事・衛生

国体に関わる全ての方々の健康、安全を確保し、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関や関係機関等と連携を図るとともに、食品衛生及び環境衛生に配慮し、防疫対策及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者関係機関と連携を図り、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。また、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制を確立する。

(12) 警備・消防

競技会場等大会に関係する施設における災害の防止と治安の確保、並びに非常時における緊急対応に万全を期するため、警察や消防等関係機関と連携を図り、消防防災・警備体制を確立する。

3 年次計画

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合年次計画(年度別業務一覧)

年	2018年(3年前)	2019年(2年前)	2020年(1年前)	2021年(開催年)
開催地	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県
開催までの流れ	総合視察 (日体協・文科省) 会期決定		リハーサル大会開催	本大会開催
庁内組織	国体推進G設置	庁内実施本部設置	リハーサル大会実施本部設置	本大会実施本部設置
準備組織	実行委員会設置	総会開催	総会開催	総会開催
	常任委員会設置	常任委員会開催		
	総務企画専門委員会設置 競技式典専門委員会設置 宿泊衛生専門委員会設置 輸送交通専門委員会設置	総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催		
総務企画専門委員会	総務企画	開催方針策定 専門委員会規程作成 開催推進総合計画策定	運営ガイドライン検討 識別用品整備要項作成	業務必携作成(リハ大会) 業務必携作成(本大会)
	財務		協賛取扱要項作成	協賛募集
	広報		広報基本計画策定 広報啓発活動の推進 ホームページ等情報発信	大会報告書編成方針作成
	市民運動		市民運動基本計画策定 市民運動の実践 ボランティア募集要項作成	ボランティア募集 ボランティア業務計画作成 ボランティア養成
	歓迎・接件		歓迎・接件基本計画策定 歓迎装飾実施要項作成 案内所設置要項作成 休憩所設置要項作成 売店設置要項作成 ガイドマップ検討	歓迎装飾実施(リハ大会) 案内所設置(リハ大会) 休憩所設置(リハ大会) 売店設置(リハ大会) ガイドマップ作成・配布
	競技		競技運営基本計画策定 競技用具整備計画作成 競技役員等編成案作成 競技会係員・補助員編成計画作成 開催基本計画(リハ大会)作成 大会実施要項(リハ大会)作成	競技別実施要項作成 組合せ抽選会実施要項作成 競技用具整備(リハ大会) 競技役員等決定・名簿作成 競技会係員・補助員編成・養成 リハーサル大会プログラム作成 デモスポ実施要項作成
	施設		施設整備基本計画策定 会場設営実施設計	会場設営(リハ大会) 会場設営(本大会)
	式典		式典基本計画策定 式典実施要項作成	競技別式典実施要領作成 炬火・採火式実施計画作成
	宿泊		宿泊基本計画策定 弁当調達要項作成 弁当調製施設選考基準作成	宿泊実施要項作成(リハ大会) 弁当調達(リハ大会)
	医事・衛生		医事・衛生基本計画策定 医療救護対策要項・要領作成 防疫対策要項・要領作成 食品衛生対策要項・要領作成 環境衛生対策要項・要領作成	救護所設置計画作成 救護所設置(リハ大会) 医事・衛生本部設置 救護所設置
輸送交通専門委員会	輸送・交通	輸送・交通基本計画策定 輸送業務実施要項作成 駐車場調査・確保	輸送実施計画作成 輸送実施(リハ大会) 駐車場管理運営要領作成	輸送・交通本部設置
	警備・消防		消防防災・警備基本計画策定 消防防災・警備実施要項作成	消防防災・警備本部設置(リハ大会) 消防防災・警備本部設置(本大会)

第7回三重とこわか国体・三重とこわか大会開催

最終総会・解散
大会報告書作

三重とわか国体亀山市輸送・交通基本計画

1 目的

三重とわか国体に参加する選手、監督、大会役員、視察員、報道関係者、その他関係者（以下「大会関係者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通については、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、交通状況等に十分配慮し、安全かつ効率的な輸送を行うものとする。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

大会関係者及び一般観覧者の輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金については、自己負担とする。

イ 計画輸送

競技の特殊性及び競技会場、練習会場又は宿泊施設間の輸送については、公共交通機関の状況等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

ウ 競技共催市間の輸送

他市と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市と協議の上、定める。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会関係者車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署及びその他関係機関と協議の上、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会関係者車両及び一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

競技会場、練習会場及びその周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要な駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会関係者車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、駐車場への誘導を円滑に行うため、事前に許可証等を交付するなど必要な措置を講じる。

また、一般観覧者については、自家用車での来場の自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

(4) 交通環境への配慮

交通混雑の緩和と環境への負荷軽減のため、大会関係者及び一般観覧者に対し、公共交通機関の利用及び自家用車での来場の自粛を呼び掛けるとともに、市民に対しても渋滞の原因となる違法駐車防止、自家用車利用の自粛協力等交通環境整備のための啓発に努める。

三重とこわか国体亀山市消防防災・警備基本計画

1 目的

三重とこわか国体における消防防災・警備対策について、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、関係機関及び団体等との緊密な連携のもとに、消防防災・警備体制の確立を図り、安全・安心かつ円滑な大会運営が行われるよう、万全を期することを目的とする。

2 内容

(1) 消防防災対策

ア 競技会場、練習会場、宿泊施設等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他の災害の予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び緊急救助に関する諸対策を講じる。

イ 大会期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災意識の高揚を図る。

(2) 警備対策

ア 競技会場等における雑踏事故、その他の事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

イ 大会期間中には、暴力事犯・盗犯防止等の諸対策を推進し、犯罪の予防に努める。

(3) 関係機関等との連絡調整

消防防災・警備対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立する。